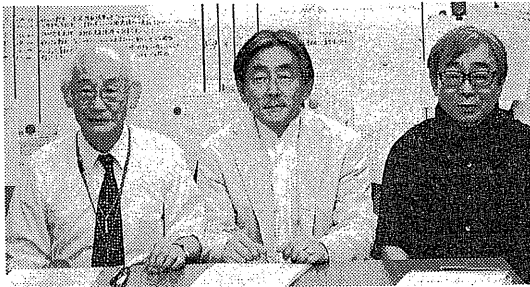


# 新報酬基準順守を要望

## 「依頼度」規定の削除も



右から会見する藤本会長、三栖会長、出江会長

日本建築士会連合会（藤本昌也会長）、日本建築士事務所協会連合会（三栖邦博会長）、日本建築家協会（JIA、出江寛会長）の建築3団体は共同で、全国の地方自治体を対象に、設計の新業務報酬基準

（国土交通省告示15号）の順守と「依頼度」規定の削除を要望することを決めた。全国的な運動にするため、29日付で各団体の本部から都道府県士会、事務所協会、支部・地域会に協力を要請した。これまで自治体を中心になかなか実効性の上がらなかった業務報酬基準だが、3団体が足並みをそろえたことで、大きく前進する可能性が出てきた。業務報酬基準は、罰則規定がなく、自治体を中心に実効性が上がらないのが実態だ。特に、自治体内部の技術スタッフが実際に設計をしているという、いわゆる「依頼度」が計上される状況が続いている。

この依頼度は4月1日付で国交省が官庁施設の設計業務等積算要領の改定によって除かれた。設計業務の全体を明示した上で、その中で発注者が委託しない業務が一部でもある場合に明記し、その分を設計料から差し引く方法に変えた。

3団体の要望は、①設計・工事監理で新業務報酬基準を尊重し、順守すること②自治体の積算要領等における「依頼度」の規定を見直し、削除すること——の2点。要望は、都道府県の各会、支部などで展開し、要望活動終了後は、要望先、実施時期、要望先の対応を本部まで報告することになっている。

各会長が29日、国交省で記

者会見し、要望について見解を述べた。

要望活動の幹事団体となった日事連の三栖会長は「要望が実現することはたいへん重要なこと。国、自治体が予算を組むときに告示に沿って予算措置をしていただきたい。要望後の報告などによって依頼度の改善が見られないときはさらに運動を強めたい」と述べた。

藤本会長は「3団体が共通認識をもって取り組むことは貴重だ。士会連合会の会員は

発注者、確認機関など多岐にわたり、地域社会の活性化という幅広い活動に携わっている。この特徴を生かして今回の要望を日常的に展開したい」と話した。

出江会長は「私は業務環境の改善を第一に掲げて活動を続けている。依頼度の廃止は官公庁だけでなく、民間に対しても国がこういう方針を出していると言えば話もしやすくなる。JIAとしてもさらに積極的に運動していきたい」と語った。

建設通信

09.6.30